

業務改善助成金 事業実績報告書・支給申請書 提出のお願い(令和 7 年度版)

業務改善助成金の交付が決定した事業者は、「賃金の引上げ」、「導入機器等の納品」、「助成対象経費の支払い」のすべてが完了後、**完了日から1か月を経過する日まで(※1)**に「事業実績報告書(様式第9号)」、「国庫補助金精算書(様式第9号別紙1)」、「事業実施結果報告書(様式第9号別紙2)」、「支給申請書(様式第 10 号)」、「添付書類」を提出してください。

提出期日を過ぎますと交付決定の取消しとなりますので、期日までに当室必着で提出をお願いいたします。

【事業完了日と提出期限の考え方 例】 一番遅い日 が事業完了日になります

	賃金引上げ日 (賃金支払い日ではありません)	納品日 (納品書記載の日付)	助成金対象経費 支払日(振込日)	事業完了日	提出期限の起算日 (初日(事業完了日) 不算入)	「実績報告書」 「支給申請書」 提出期限 (労働局到達日)
例1	9/1	10/20	10/30	10/30	10/31	12/1(※2)
例2	9/1	9/30	9/20	9/30	10/1	10/31
例3	9/1	8/1	8/15	9/1	9/2	10/1

(※1) 1か月を経過する日とは、1か月を経過した日ではなく、その期間の満了日(最終日)を指します。

(※2) 例1の本来の期限はR7年11/29ですが、同日は土曜日で閉庁日にあたるため、翌開庁日である12/1月曜日が期限となります。

【申請に関する注意点】

- ① 計画に変更がある場合は、「計画変更申請書(様式第3号)」を提出し、その承認を受けなければなりません。承認を受けずに導入された場合は交付決定の取消しとなります。見積書の内容と少しでも異なる場合は、導入前に必ずお知らせください。(例)見積額より高くなった、見積書と導入機器の型番が異なる(廃番による後継機しか入手できない)等
- ② 計画完了時期が遅れる場合は、計画書における貴事業場の完了予定期日 までに「事業完了予定期日変更報告書(様式第7号)」の提出が必要です。提出前に必ずお知らせください。
やむを得ない事由により 1 月 31 日を超え 3 月 31 日までとした場合、3 月 31 日より後への変更はできません。
- ③ 当局が必要と判断した場合は、追加資料を求めることがあります。ご協力をお願いいたします。
- ④ (要綱第4条 4－三)により、労働関係法令に違反していると判断される場合、交付の対象となりません。

【申請書提出先(来局・郵送)】

青森労働局 雇用環境・均等室 業務改善助成金係
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9時00分～17時00分
住 所:〒030-8558 青森市新町2丁目4－25 青森合同庁舎8階
電話:017-734-6651
※郵送で提出される場合は、郵送事故防止のため特殊郵便(レターパック、特定記録または簡易書留)での送付にご協力ください。